

34 吹付石綿除去工事

一般宮繕



石綿に対する県民の不安や関心が高まっている中、県では県有施設について、石綿の使用実態調査を行い、必要な場合には、速やかに除去工事等を実施することとし、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることとしている。



石綿含有吹付け材除去の作業基準：

- ・作業場を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置
- ・石綿が作業場の外に飛散しないよう、作業場の気圧を作業場外の気圧より低くし、作業場の排気に放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用
- ・除去する石綿含有吹付け材を薬液等により湿潤化
- ・除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、除去した部分に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿粉じんを処理

DATA

平成17年11月～平成18年3月